

改正

令和5年3月29日条例第10号

令和6年6月19日条例第22号

芦屋町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び子ども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき、芦屋町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する計画の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策（同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。）の推進に関し必要な事務
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及びその他の子どもに関する法律による施策について町長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱し、又は任命する子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるものとする。

(経過措置)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

(芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置条例の廃止)

4 芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置条例（平成16年条例第16号）は、廃止する。

(芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芦屋町環境審議会委員の項中「芦屋町環境審議会委員」の次に「及び芦屋町子ども・子育て会議委員」を加える。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日 条例第 10 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 19 日 条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。